

Title	『日本十進分類法新訂 10 版』の検討(その(19))：積み残された課題(4)
Author	前川, 由実子 / 北, 克一
Citation	情報学. 13 卷 2 号, p.110-115.
Issue Date	2016
ISSN	1349-4511
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学創造都市研究科情報学専攻
Description	
DOI	

Placed on: Osaka City University

『日本十進分類法新訂 10 版』の検討 その(19)

—積み残された課題 4—

A Critique of the Nippon Decimal Classification, 10th Edition Pt.19

- Challenges that Remain: IV -

前川由実子[†]、北 克一^{††}

MAEKAWA Yumiko, KITA Katsuichi

概要：日本図書館協会分類委員会により、『日本十進分類法新訂 10 版』が 2014 年 12 月発行された。1995 年 8 月の『日本十進分類法新訂 9 版』の刊行以降、概ね 20 年ぶりの日本十進分類法の改訂である。

今後の日本図書館界の主題組織化を担う『日本十進分類法新訂 10 版』のうち、本稿では、番号構築の適切性について、検討を進めた。

キーワード：日本十進分類法新訂10版、NDC、番号構築

Keywords：Nippon Decimal Classification 10th Edition, NDC, Number Building

1. はじめに

2014 年 12 月に『日本十進分類法新訂 10 版』(以下、『NDC10』、以下、他版も同様)が刊行された¹。1995 年 8 月刊行の『NDC9』以来、概ね 20 年ぶりの改訂である。今後の日本図書館界の主題組織化を担う『NDC10』について、検討を進めたい。本稿では多面的な検討内容の内、『NDC10』の「番号構築」について検証を進める。

2. 『NDC10』における番号構築

『NDC10』では多くの箇所、番号構築指示が行われている。この、番号構築指示は『NDC10』以前の諸 NDC を引き継いだものであるが、本稿においては『NDC10』を対象にこの、番号構築指示の適否を検証する。

2.1 番号構築(ナンバービルディング)

『NDC10』の『『日本十進分類法 新訂 10 版』の使用法』(以下、「NDC 使用法」)では、番号構築について次のように解説をしている²。

複雑な主題を正確に表現するためには、分類記号の合成(組み合わせ)、つまり番号構築が必要になることがある。NDC では基本的に細目表の分類記号を基礎記号とし、それに補助表の記号を付加する方式が用意されている。補助表には一般補助表と、固有補助表がある。

また、細目表の一部に「*・・・のように区分」といった、記号の組み合わせに関する特別の指示がなされている箇所があり、そこでは、細目表の他の部分の番号を付加して番号構築を行うことができる。(下線は筆者)

「NDC 使用法」では、このように「複雑な主題を正確に表現するため」の方法として、1) 一般補助表による合成、2) 固有補助表による合成、3) 細目表の他の部分の番号を付加して合成、の 3 種類を示している。

なお、ここで「1) 一般補助表による合成」のかかる一般補助表とは、「少なくとも一つの類で共通に使用可能か、部分的であっても二つ以上の類で使用される補助表」³であり、形式区分以下、3 種 4 区分がある。

前川由実子[†] 関西大学等非常勤

北 克一^{††} 相愛大学

また、「2) 固有補助表による合成」にかかる固有補助表⁴とは、「一つの類の一部分についてのみ、共通に使用される補助表」であり、神道各派の共通細区分表、はじめ 10 種がある。

さらに、「3) 細目表の他の部分の番号を付加して合成」は、「細目表の一部に「*・・・のように区分」といった、記号の組み合わせに関する特別の指示がなされている箇所では、細目表の他の部分の記号を付加して番号構築を行う」^{5,6}ものである。

しかし、『NDC10』における番号構築には、「4) 綱目表に準じて細分」、「5) 細目表の他の部分の番号展開に準じて細分」という、第 4、第 5 の方法も存在している。

本稿では、このうち、「3) 細目表の他の部分の番号を付加して合成」、「4) 綱目表に準じて細分」、および「5) 細目表の他の部分の番号展開に準じて細分」という 3 種類の番号構築について、その番号構築の類型、指示の形等における展開を考える。

なお、一般的な一般補助表、固有補助表による番号合成については、考察の対象外とする。

3. 「3) 細目表の他の部分の番号を付加して合成」

『NDC10』では、「細目表の一部に「*・・・のように区分」といった、記号の組み合わせに関する特別の指示がなされている箇所では、細目表の他の部分の記号を借用して付加する」⁷と指定しているが、これについて検討を進める。

なお、『NDC10』では、準拠箇所の指定先が、第 3 次区分である場合と、第 4 次区分である場合がある。

3.1 準拠箇所の指定(第 3 次区分)

「032.9 東洋の諸言語(の百科事典)」では、注記で「*829 のように言語区分 例：032.936 タイ語の百科事典」がある。参照先は「829 その他の東洋の諸言語」であり、次のように言語区分がされている。なお、「.36 カム・タイ諸語」は不均衡項目である。

829 その他の東洋の諸言語

.36 カム・タイ諸語：タイ語[シャム語]

これにより、032.9(東洋の諸言語)+ .36(カム・タイ諸語) = 032.936(カム・タイ諸語の百科事典)と合成される⁸。

ただし、注記では「タイ語の百科事典」としている。確かに国内図書館における対象主題の「蔵書」構築等を考えると、「タイ語の百科事典」はありえても「カム・タイ諸語の百科事典」は考えにくい。

しかし、分類記号上はあくまで、「カム・タイ諸語の百科事典」であり、「タイ語の百科事典」ではない。また、「829.36 カム・タイ諸語」は、不均衡項目である。

こうしたまぎらわしい事例を、例示に使用するのには適切ではない。例えば、「829.44 フィリピン語[タガログ語]」など、単一の言語が一つの分類記号を持つ言語で例示するほうが適切ではないか。

3.2 準拠箇所の指定(第 4 次区分)

「721.02 日本絵画史」では、「*702.1 のように区分 例：721.025 日本近世絵画史」と、準拠箇所の指定(第 4 次区分)が示されている。ここで、「702.1 日本芸術史・美術史」を参照しておく。

702.1 日本芸術史・美術史

- .12 原始時代
- .13 古代
- .14 中世
- .15 近世：江戸時代 1615-1867
(以下、略)

これにより、721.02(日本絵画史) + .5(近世：江戸時代) = 721.025(日本近世絵画史)と合成される。

なお、主題の内容は、映画史—日本—近世、と主題「映画史」に地理区分「日本」及び時代区分「近世」が限定された、と理解できる。

このように、「3) 細目表の他の部分の番号を付加して合成」においては、準拠箇所の指定が第 3 次区分であっても、第 4 次区分であっても、合成の仕組みは同じである。

4. 「4) 綱目表に準じて細分」

次に、「*綱目表に準じて細分」指示を取り上げる。本表中の対象個所では、注記で「*綱目表に準じて細分」指示がされている。事例をあげ記号法の順に検討する。

018 専門図書館

*綱目表に準じて細分 例：018.37 教育図書館(以下、略)

018.098 専門文書館

*専門文書館論など一般的なものを収める；特定主題の文書館は、各主題の下に収める 例：335.48 企業アーカイブ
*別法：ここに集め、綱目表に準じて細分 例：018.09833 企業文書館

028 選定図書目録、参考図書目録

*特定主題の書誌は、各主題の下に収める
*別法：書誌をすべてここに集め、綱目表に準じて細分 例：028.32 法律書誌、

028.92 中国文学書誌

069.8 専門博物館

*専門博物館案内など一般的なものを収める；特定の専門博物館は、各主題の下に収める 例：406.9 科学博物館(以下、略)
*別法：ここに集め、綱目表に準じて細分 例：069.686 鉄道博物館⁹

[149] 応用心理学 →140

*綱目表に準じて細分 例：149.32 法心理(以下、略)

526 各種の建築

*綱目表に準じて区分 例：.06 博物館, .07 新聞社, .18 寺院, .31 官公庁, .37 学校・大学, .45 気象台, .49 病院, .5 工場(下線は筆者)¹⁰

このように、本表中の多くの個所で、「*綱目表に準じて細分」指示が行われている。

ここで「018 専門図書館」の事例が、「*綱目表に準じて細分」指示の典型例である。018(専門図書館) + 37(教育) = 018.37(教育図書館)と合成している。

また、「018.098 専門文書館」、「028 選定図書目録、参考図書目録」、「069.8 専門博物館」など

の例は、いずれも「別法」において、「*綱目表に準じて細分」指示が行われているが、別法を採用するのであれば、合成規則に相違はない。

なお、「[149] 応用心理学 →140」は、二者択一項目からの参照例であるが、合成規則に相違はない。

「*綱目表に準じて細分」指示の問題点は、「526 各種の建築」を例として、指摘を行う。

4.1 「*綱目表に準じて細分」の問題点

「*綱目表に準じて細分」指示の問題点を取り扱う。ここで、最後の事例「526 各種の建築」は、分類番号合成の例示が最も多いので、すべて列挙した。

これに基づき事例で合成に使用している綱目表の番号を対照した。以下では、左欄が綱目表に準じて細分合成の結果であり、右欄は綱目表の分類記号である。

526.06 博物館	06 団体、博物館
.07 新聞社	07 ジャーナリズム、新聞
.18 寺院	18 仏教
.31 官公庁	31 政治
.37 学校・大学	37 教育
.45 気象台	45 地球科学、地学
.49 病院	49 医学、薬学
.5 工場	50 技術、工学

しかし、例えば「37 教育」の下位区分である教育課程を見ると、幼児教育、初等中等教育、高等教育、および障害児教育[特別支援教育]まで、被教育者別に多様な区分が存在する。

こうした中で、初等中等教育、高等教育のみを取り出して、「526.37 学校・大学の建築」と限定できるのであろうか。

「526.45 気象台」は、どうであろうか。第3次区分表では、「451 気象学」ではあるが、「452 海洋学」、「453 地震学」と列挙されている。その中で、「451 気象学」が優先され「526.45 気象台」となり、「526.45 地震観測所」とならないことの説明はつかない。

また、「526.5 工場」は「50 工学」との合成であるが、5類には「59 家政学、生活科学」も不

均衡項目として存在しており、5 類=工場という結合は恣意的であろう。

ここで一般的な結論を述べれば、綱目表(第2次区分表)において、一意の主題分野、建築物を想定できる主題における合成は問題がない。しかし、綱目表(第2次区分表)において、同一の分類番号で、複数の主題とその建築物が想定される主題では、分類記号の合成に無理がある、ということである。同様のことは、要目表(第3次区分表)においても言える。

4.2 本表中に分類記号が存在している場合

歌舞伎劇場について考える。「7 芸術. 美術」では、「77 演劇」である。「綱目表に準じて細分」すれば、「526.77 演劇場」となる。主題深度として、「526.77 演劇場」で分類付与はとどまり、主題「歌舞伎劇場」まで主題限定ができない。

しかし、「774 歌舞伎」にはその下位区分「774.5 劇場. 舞台装置. 看板」がすでに存在する。(下線は筆者)。

同様に、「778 映画」では「778.09 映画産業: 映画配給. 映画館、(以下、略)」(下線は筆者)が、「78 スポーツ. 体育」では「780.67 体育施設. 運動具」(下線は筆者)が展開されている¹¹。

こうした事例にある「本表中に分類記号が存在している場合」は、どのように対処をすればいいのか。

例として、歌舞伎劇場、映画館、体育施設を相関索引に尋ねる。

歌舞伎劇場 774.5

と、歌舞伎劇場の場合は、本表中の「歌舞伎劇場 774.5」が収録され、「562 各種の建築」での合成番号は採録されていない。

一方、

映画館 778.09
(建築) 526.77

と、映画館では両方の分類番号が、採用されている。なお、相関索引の最初の語彙「映画館」には限定語¹²がない。

また、索引語「体育館」では、
体育館(建築) 526.78
(スポーツ) 780.67
体育施設(学校) 374.7

(建築) 526.78

(スポーツ) 780.67

と、多様な索引が収録されている。

結論として、各種の建築物において、本表中に建築物の分類記号が存在している場合の取り扱いに、統一的な扱いを見いだせなかった。

より一般化すれば、本表中の分類項目名、小分類項目名から、プログラム・アルゴリズムで、相関索引の語彙を切り出すのは、構造的に不可能、ということである。

5. 「5」細目表の他の部分の番号展開に準じて細分: 準拠の展開内容の指定

「931 詩」では、「*933.4/.7 のように時代区分」(下線は筆者)と、展開内容を指示している箇所がある。

このように、「931 英米文学・詩」では、「933 英米文学・小説. 物語」を参照して、時代区分をせよ、と展開を指示している。

「933.4/.7」を参照しておこう。

933 小説. 物語
.4 中世
.5 16-17 世紀
.6 18-19 世紀
.7 20 世紀-

このように、文学の小説. 物語における時代区分を、詩にも適用する、という注記である。同様のことは、「934 評論. エッセイ. 随筆」、「935 日記. 書簡. 紀行」においても同様である。

6. 特殊な指定

<810/890 各言語>では、その第二の注記で「*日本語, 中国語, 朝鮮語を除く各言語は、言語共通区分を英語に準じて細分してもよい 例: 843.3 独和辞典, 855.5 フランス語の時制」と記述している。

ここでは、言語共通区分の展開における二重性が存在している。第一には、固有補助表「9)言語共通区分」の適用である。第二に、今回取り上げた<810/890 各言語>の第二の注記で言及している、「英語に準じる」区分である。第三には、第二注記で、対象として除外された言語である日本語, 中国語, 朝鮮語の言語[共通]区分の内実である。

この第二の注記の一文は、多くの示唆に富んでいる。順に確認していく。

第一の固有補助表「9)言語共通区分」は、以下である。

【言語共通区分】

- 1 音声. 音韻. 文字
- 2 語源. 意味[語義]
- 3 辞典
- 4 語彙
- 5 文法. 語法
- 6 文章. 文体. 作文
- 7 読本. 解釈. 会話
- 78 会話
- 8 方言. 訛語

これに対して、第二の注記で「英語に準じて細分してもよい」と指示されている英語における言語共通区分を、以下に引用で示す。

830 英語

- 831 音声. 音韻. 文字
 - .1 音声. 発音. 音韻
 - .2 母音. 二十母音
 - .3 子音
 - .4 アクセント. イントネーション
 - .5 正字法. 綴字法
 - .58 綴字改良
 - .6 略語. 略語辞典
 - .7 句読点

このように、例えば「831 音声. 音韻. 文字」において、「831.1 音声. 発音. 音韻」以下の下位区分が、さらに展開されている。

第二の注記での「英語に準じて細分してもよい」は、英語での展開を流用して、固有補助表「9)言語共通区分」よりもさらに細区分ができることを指示している。

第二の注記で「例：843.3 独和辞典, 855.5 フランス語の時制」は、いずれもそれを適用した事例である。

例えば、独和辞典は固有補助表「9)言語共通区分」では、「-3 辞典」までしか分類ができず、「843 ドイツ語辞典」までで、分類深度は止まる。主題

要素としての「ドイツ語－日本語辞典」の主題要素は、捨象されることになる。

しかし、第二の注記での「英語に準じて細分してもよい」に従うと、「833.3 英和辞典」の展開に従い、「84 + 33 = 843.3 独和辞典」まで、分類深度を展開できる。

一方、「日本語, 中国語, 朝鮮語を除く各言語は」という対象言語の限定は、日本語, 中国語, 朝鮮語での細区分展開が、これよりも更に細かく、かつ、各言語特性に依拠していることにより、他の各言語からの参照流用の対象外としたものである。

7. さいごに

本稿では『NDC10』に関して、番号構築について取り上げた。主旨は『NDC10』の論理性、透明性の向上を願ってのことである¹³。

なお、分類構築関係において、混乱が生じていた。例えば「NDC 使用法」では、「分類記号」¹⁴の語彙が使用されている。一方、「5) 細目表の他の部分の番号展開に準じて細分」では、「番号展開」と「番号」という語彙が使用されている。

細かい点ではあるが、「記号」に統一したほうがすっきりとする。

今回、番号構築を検討するにおいて、分類記号の合成の難しさを改めて学習することができた。

今後も、『NDC10』を使用し、『NDC10』に馴染む中で、他の箇所においても、さまざまな疑問が起こることが考えられる。その時にはいったん立ち止まり、分類法の基礎に立ち返って考察を進めたい。

本稿を終えるにあたって『NDC10』刊行へと長年のご苦勞を積み重ねられた歴代の分類委員会委員の方々に感謝の意を捧げたい。歴代の委員長、委員の方々については「本表・補助表編」の冒頭の分類委員会報告」に記されている。

引用文献

1 もり・きよし原編, 日本図書館協会分類委員会改訂『日本十進分類法新訂 10 版』日本図書館協会, 2014.

2 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.274-275. 「4 番号構築」

3 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.275. 「4.1 一般補助表」

4 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.278. 「4.2 固有補助表」

5 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.275. 「4 番号構築」

6 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.278. 「4.3 細目表中の他の分類記号を用いた番号構築」

7 『NDC10』 相関索引・使用法編, p.278. 「4.3 細目表中の他の分類記号を用いた番号構築」

8 一般補助表 III 言語区分において、「-932 アイランド語. スコットランド・ゲール語」のように複数の言語が、同一記号を共有している場合にも、その個々の言語の百科事典は個々に展開ができる。

このことは、固有補助表 9) 言語共通区分および 10) 文学共通区分において、「ただし、言語の集合(諸語)および分類記号を複数の言語で共有している言語には付加しない」と合成を禁じているのとは異なる。

これについては、別途、次で論じた。

前川由実子、北 克一 「『日本十進分類法 新訂 10 版』の検討 その(16) 一積み残された課題 1」 『情報学 = Journal of Informatics』 13(2), 2016.10.

<http://creativecommons.gsc.osaka-cu.ac.jp/JI/>

[掲載予定]

9 誤植：069.868 鉄道博物館を修正。

10 「4) 綱目表に準じて細分」で引用した個所では「綱目表に準じて細分」という表記で「細分」という語彙が使用されている。

しかし、「526 各種の建築」では、「綱目表に準じて区分」として、「区分」という語彙が使用されている。細かい点であるが、「細分」への語彙統一を願いたい。

11 一方、「773 能楽. 狂言」、「788 相撲. 拳闘. 競馬」や「789 武道」などでは、特定の建築物の展開はない。

12 限定語 NDC の相関索引で、多様な分野で使用されることが多い索引語について、その観点を明確にするために索引語に付加した語。限定語は

索引語と分類体系との間を関係づける。『NDC10』 相関索引・使用法編, 「用語解説」 p.297.

13 諸 NDC において、主題概念の階層性を記号の階層性が反映していない、縮約項目、不均衡項目の存在が、いかに分類表としての論理性、透明性を妨げてきたか。また初学習者の理解を妨げてきたか、を思えば、可能であれば分類理論の基本に立ち帰った検討も必要ではないだろうか。

14 「用語解説」では、分類記号について次のように解説している。なお、「分類番号」という語の解説はない。

分類記号 分類表において、分類項目を表現するために用いられる記号。(以下、略)

『NDC10』 相関索引・使用法編, p.304. 「用語解説」